

オープンアクセス出版に係る論文掲載料支援制度実施要領

令和5年12月22日 第237回附属図書館商議委員会承認

令和6年7月8日 第239回附属図書館商議委員会改正

令和7年8月22日 附属図書館商議委員会（書面回議）改正

令和8年7月21日 第243回附属図書館商議委員会改正

1 趣旨

この要領は、附属図書館が所掌する、オープンアクセス出版に係る論文掲載料支援制度（以下、「本制度」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

2 目的

本制度は、九州大学（以下「本学」という。）の研究成果をオープンアクセスとして広く発信し、社会への貢献を図るとともに、更なるオープンアクセスの推進、及び研究力強化のための学術情報基盤である電子ジャーナルの安定的整備等に資することを目的とする。

3 対象

本学に所属する教員、学術研究員及び大学院生等が、責任著者として学術雑誌等にオープンアクセスで出版する論文を対象とする。出版社及び対象論文の範囲は、別表のとおりとする。ただし、出版社との契約により定められた OA 出版可能枠の上限に達した場合は、その時点で当該年(度)の支援を終了する。

4 実施内容

- (1) 本学は、電子ジャーナルの購読と論文のオープンアクセス出版を包括的に取り扱う契約の締結等により、本学に所属する研究者が、学術雑誌に掲載される論文をオープンアクセスとして出版するための論文掲載料（APC：article processing charge）を支援する。
- (2) 著者は、前項の支援により自らの論文をオープンアクセスで出版する場合、OA 出版負担金を拠出する。負担額は別表のとおりとする。
- (3) 論文の投稿時に発生する論文投稿料（submission charge）、カラーチャージ、ページ超過料、表紙掲載料及び別刷料等は本制度による支援の対象外とする。

5 OA 出版負担金の徴収

- (1) 附属図書館は、当該論文のオープンアクセス出版を確認した後に、OA 出版負担金を徴収する。
- (2) OA 出版負担金の財源は、本学財務会計システムで管理される予算とし、当該論文の著者が指定する。

6 事務

本制度の事務は、附属図書館事務部において処理する。

7 情報の管理

附属図書館は、本制度の事務を処理するにあたり、当該論文、研究者の個人情報等の知りえた一切の情報について、秘密を守り、他にこれを漏洩することなく適切に管理しなければならない。

8 その他

- (1) 支援の利用状況に応じて対象ジャーナルを限定するなど、予告の上、支援内容を変更する可能性がある。
- (2) この要項に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この改正要領は、令和 8 年 7 月 21 日から施行し、令和 8 年 6 月 11 日から適用する。

(別表)

オープンアクセス出版に係る論文掲載料支援 対象一覧

出版社名	対象論文	転換契約	負担額	支援期間
Wiley	ハイブリッドジャーナルに掲載される原著論文(Primary Research)若しくは総説(Review)	○	一律10万円 令和7年9月1日 より適用	令和6年1月1日～
Wiley (Hindawi含む)	フルオープンアクセスジャーナルに掲載される原著論文(Primary Research)若しくは総説(Review)	○	一律10万円 令和7年9月1日 より適用	令和6年7月1日～
RSC (Royal Society of Chemistry)	ハイブリッドジャーナルに掲載される論文	○	一律10万円 令和7年9月1日 より適用	令和6年1月1日～
Elsevier	コアハイブリッドジャーナルに掲載される下記の論文 Case Report、Data in Brief、Full-length Article、 Microarticle、Original Software Publication、Practice Guidelines、Protocol、Review Article、Replication Study、Short Communication、Short Survey、Video Article	○	一律10万円 令和7年9月1日 より適用	令和6年4月1日～